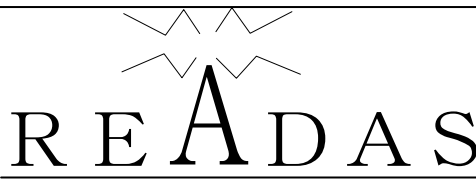


第 4402 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2012年)平成24年 1月17日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 相続税の連帯納付義務

**Q**：相続税の連帯納付義務の見直しが行われたようですが、どのように変わったのですか？

**A**：次のような点が変わっています。

### 【解説】

相続税は、相続人の一人が納税しないと、他の相続人が支払わなければならないこととなっています。これを、相続税の連帯納付義務とっています。

平成23年の税制改正では、この連帯納付義務について、次のような改正が行われました。

#### ①延滞税から利子税に

相続税の連帯納付義務者が、連帯納付義務の履行によって相続税を納付した場合、これまでは、法定納付期限から完納した日までの期間について、未納税額に一定割合を乗じて算出した延滞税が課せられていましたが、平成23年4月1日以後の期間に対応する延滞税については、一定の利子税割合を乗じて算出した利子税が課せられることとなりました。これにより、税負担が若干軽減されることとなりました。

②連帯納付義務の履行を求める場合の手続き  
連帯納付義務者には、税務署長から連帯納付義務の適用がある旨の通知がされることとなりました。

また、本来の納税義務者が督促状を発しても1ヶ月以内にその相続税を完納しない場合には、連帯納付義務者に対して完納されていない旨その他一定の事項を通知されることとなりました。

